

# 次期ビジョン基礎調査事業仕様書

## 1 委託業務名

次期ビジョン基礎調査事業

## 2 目的

2021年度に「あいち交通ビジョン」（取組期間2022～2026年度）を策定し、交通分野で取り組む施策の方向性を示し、国・県・市町村・交通事業者・県民等の連携した取組を推進している。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を策定するよう努めなければならないとされており、2024年度に「愛知県地域公共交通計画（取組期間2024～2026年度）」を策定したところである。

次期「あいち交通ビジョン」は、「愛知県地域公共交通計画」と統合して策定することから、人口減少下における公共交通のあり方や効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築、公共交通の維持・確保に向けての県としてのビジョンを示すとともに、国・県・市町村・交通事業者・県民等の役割分担と連携のもと、県として取り組む施策を具体的に示す必要がある。

本業務は、次期「あいち交通ビジョン」を策定するにあたり必要となる、公共交通の利用実態や社会情勢等の変化の調査・分析、先進事例や新たな社会潮流に関する情報整理、県民アンケート調査の実施等の基礎調査を委託するものである。

なお、次期「あいち交通ビジョン」は、上位計画である「あいちビジョン2030」に合わせ、2040年頃の社会経済を展望しつつ、交通を取り巻く状況の変化に柔軟かつ適切に対応していくため、2027年度から2031年度の5年間を取組期間とする。

## 3 業務内容

### （1）公共交通を中心とした移動環境に関する基礎調査

#### ア 都市特性の現状把握

既存資料、既往調査などにより、愛知県の公共交通に係るデータの収集・分析を行い、県内各地域の公共交通の現状及び特性を把握し、整理する。

#### イ 公共交通を中心とした移動環境の現状把握

環境への配慮、安全の確保、運転手不足への対応、技術革新によるサービスの高度化等、公共交通に係る社会潮流の変化を整理するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等、国の動向等について整理する。

#### ウ 公共交通を取り巻く社会情勢の整理

交通流動、人口動態、人口分布、高齢化率、人流データ（パーソントリップ調査等）、自家用車保有率、運転免許返納件数等の分析を踏まえ、県内各地域の特性を把握する。

#### エ 現行計画の達成度検証

既存資料（年次レポート等）、既往調査などにより、現行計画に記載されている施策の進捗及び取組状況を整理し、現行計画の評価を行う。

## (2) 県民アンケート調査、公共交通事業者・市町村調査

アフターコロナ時代における県民の移動実態や、公共交通を取り巻く社会情勢等の変化などに伴う公共交通の利用に関する県民のご意見、ご意向を把握する。

また、公共交通の整備・運営の重要なステークホルダーである公共交通事業者及び市町村が把握している状況及び課題、並びにそれぞれのビジョンや計画等を既存資料も活用し必要に応じてヒアリング等を行い調査し、次期ビジョン策定に向けた基礎資料を収集する。

## (3) 取り組むべき施策の方向性の整理

上記(1)及び(2)で得た情報等を踏まえ、公共交通ネットワークの構築及び生活交通の利便性等の視点から、愛知県における公共交通の課題、取り組むべき施策の方向性について整理する。

また、県内外における先進的な取組事例について、その内容や成果、課題、対応策などを、関係者への取材(現地訪問・電話・メール)等を実施しながら、整理・分析する。調査にあたっては、政府・地方自治体等のホームページや白書等の刊行物、有識者の論文、記事等を収集しながら、できるだけ広く洗い出しを行う。

## (4) 愛知県公共交通協議会(法定協議会)への参加

令和8年3月頃に県が開催する予定の愛知県公共交通協議会に参加し、(1)～(3)の調査に関する経過報告を行う。また、会議の場等で出された意見等について、必要に応じて追加調査を行い、整理する。

## 4 成果物

- ・業務報告書(本冊及び概要版) 印刷物3部と電子データ
- ・各業務において作成した資料・記録等をまとめた電子データ
- ・その他委託者が指示したもの

## 5 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を常に把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、県と十分に協議すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (3) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と区分して、会計処理を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属すること。
- (5) 納入する成果物など委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 文献調査のうち、県が有している資料の提供については、県も協力する。なお、受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない(契約終了後も同様とする)。
- (7) この仕様書に定めのない事項については県と受託者が協議し、真摯に対応すること。
- (8) 上記(1)～(7)は再委託先においても適用する。